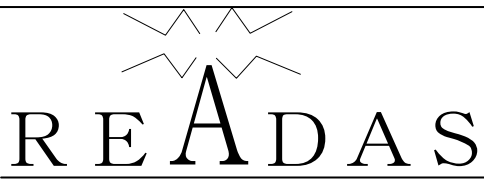


第 5141 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 1月 9日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 海外勤務者に対する賞与に係る源泉徴収

**Q**：海外支店に転勤した社員に対する賞与に係る所得税は、源泉徴収する必要がありますか？

**A**：国内勤務期間に係る賞与があれば、原則として源泉徴収が必要になります。

### 【解説】

海外支店に転勤となり国外に1年以上居住することとなった人は、非居住者として扱われます。

そして、非居住者に対して支給する給与等については、国内において行った勤務に対して支給されるものがあれば、その部分の金額については国内源泉所得として課税の対象になることとなっています。したがって、賞与の支給期間について、国内勤務に係る期間と国外勤務に係る期間とがある場合には、勤務期間で按分して国内源泉部分を算出して、その部分について源泉徴収(税率20.42%)することとなります。なお、例外的に、非居住者となった日以後に支給する給与等のうち、その計算期間が1ヶ月以下であるものについては、その給与の全額が国内勤務に対応するものである場合を除き、その全額を国内源泉所得に該当しないものとして取り扱うことも認められています。

また、国外で役員となっている者に対する給与等は、法人の所在地のある国で課税することとなっていますことから、この給与等については、すべて国内源泉所得として源泉徴収(税率20.42%)することとなります。

